

## ファミリー・サポート・センター利用料減免制度について

燕市では経済的に困りの家庭や、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料の減免を行っています。

【対象】 生活保護受給世帯  
児童扶養手当受給世帯  
就学援助受給世帯

【減免額】 利用料のうち1時間あたり200円を減免  
※2人目以降の同時預かりの子どもは、1人1時間あたり100円を減免

【申請方法と流れ】 事前に申請が必要です。

ファミリー・サポート・センター利用料減免申請書（様式第8号）に、申請理由に該当することを証明する書類（写し）を添えて提出してください。

生活保護受給世帯・・・被保護者証明書  
児童扶養手当受給世帯・・・児童扶養手当証書  
就学援助受給世帯・・・就学援助認定通知（※）

（※）就学援助申請中の場合でも、減免の申請ができます。この場合、就学援助申請期間中は通常料金で利用し、就学援助が認定された後に通常料金と減免制度適用料金の差額を返します。

燕市子ども未来課において書類の審査を行います。  
承認（不承認）通知書を送付します。

不承認

減免を受けることはできません。

承認

ファミリー・サポート・センターを利用後、利用料のうち1時間あたり200円減免した金額を提供会員へ支払ってください。

※ただし2人目以降の同時預かりの子どもは、1人1時間あたり100円を減免

【例】 学校から帰宅後のお子さん2名の預かりを16：00から18：00までお願いした場合

依頼会員



減免申請済  
対象世帯

通常

1人目：500円×2時間＝1,000円

2人目：250円×2時間＝500円

兄弟姉妹での利用は、  
2人目から利用料が半額です

合計1,500円

1時間あたり  
200円減免

減免制度利用の場合

1人目：300円×2時間＝600円

2人目：150円×2時間＝300円

合計900円

1時間あたり  
100円減免

提供会員



差額の600円は市が提供会員へ  
助成します。

【申請書の提出・お問合せ】

燕市ファミリー・サポート・センター

TEL: 0256-77-8550

燕市役所子ども未来課（15・16番窓口）

TEL: 0256-77-8225